

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。いよいよ一般質問もきょうが最後ですけれども、日本共産党の平野邦夫です。議長の許可を得ましたので、私の一般質問を始めていきたいと思えます。

よくもまたあきれぬぐらいいに、市長は共産党主導の住民訴訟とか、平野、江原の共産党議員が記者会見に同席したとか、6月議会、7月の参議院選挙、この9月議会でも発言をされました。何十回になるんでしょうかね。6月議会は私はトップでしたので、ずうっと聞くだけにとどまりましたけれども、きょうはそのことを後で触れていきたいというふうに思えます。

6月18日付の市長のブログを読ませていただきますと、そこには「市民固有の権利である住民訴訟について、議会等で申し上げていますが、それは民主主義で認められたものであり、私はこのことについて、何も申し上げることはありませんが、反対していても議会の議決を守らなくてはならない議員が、住民訴訟を主導していること、さらには、訴訟費用が全て市民負担（総計1億3千円、最高裁まで行くととなると4億円。）になることは、私の政治生命をかけて、参議院選挙等のありとあらゆる場で、申し上げて参りますし、次の9月議会では、主要政策に関して予算の執行停止等の措置をとることを申し上げることになる可能性大です。」そう書いております。

まず、議会で多数決で議決されたことは、議員はすべて従わなければならないのかと。——うなずいておりますけれども、後で答弁いただきますね。

共産党議員団は、市民病院の民間移譲に関する条例や予算案に一貫して反対してきたわけであり、その関連議案が可決されたからといって、態度を変えるつもりも必要もない、そう考えております。市民の声を代弁する議員として、当然の務めだと考えているからであります。議会で可決された予算や条例に従わなければならないというのは、二元代表制のあり方に対する、これに反する考えではないでしょうか。市長が市長選で決着がついたと言うのなら、市民病院民間移譲反対の運動を、もうこれで足かけ4年になりますけれども、進めてきた私たちにとっても、市民の審判を受けて当選させていただいたわけであり、記者会見に私たちが同席した事実をもってけしからんと、議員であるがゆえに理不尽だと、6月議会、参議院選中にまかれたビラ等においても、ブログにおいても、さんざん攻撃の的にされてきております。市長が共産党嫌いだというのは、それは自由ですよ。

そこで、市長の見解を聞いておきたいのは、憲法に定められている政治活動の自由、政党支持の自由、思想信条の自由、これらの基本的な人権についてどう考えておられるのか、まず市長の見解を聞いておきたいと思えます。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私ごとになりますけれども、総務省時代は国会担当で共産党さんを担当していたときもあります。私は共産党は好きですよ。あのね、本当に立場はたがえどもですね、やっぱり立場は違いますよ。ですが、やっぱりいろいろ教えてもらいましたよ。うち、どうでしょうかね。私はもとより、日本国憲法に定められた政党の自由、あるいは表現の自由、私も日本国憲法の中で政治活動を行っている立場から、それを尊重するというのは至極当然のことです。

その中で、私としては、私にも表現の自由があります。ですので、それは、私は憲法上の平衡的観念のA対Bとして戦うべき話だというように思っておりますので、私は何ら日本国憲法の枠外に出ているとは思っておりませんし、そこの辺の認識は議員と一緒にというふうに思っております。

ただ、これは杉原前議長がよくおっしゃっておりましたけれども、地方自治法の観点から、やはり議会人は、議員は、議決は遵守する、一番遵守する立場だということを私は常々教わっておりますし、私は総務省時代も国会議員の皆さんからもそれを、とりわけ共産党の皆さんからそれを教わっておりましたので、私は何ら矛盾している考えを持っているとは思いません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

共産党を好きだと言っていたのはうれしいですけども、しかし、この間の6月議会、7月の参議院選挙、あるいはそのほかにまかれたビラ、そして今度の9月議会、ここで発言を聞いていますと、もう敵意むき出しだという感じがしますよ。それは私の感想ですけども、その1つの例として、昨日の江原議員の質問の中で、盗人に追い銭だと答弁されました。これは撤回されませんでした。——黙って聞きなさいよ。議長も差別用語辞典にはないということで、いわば私は不穏当な発言だと思いますけれども、それは撤回を求めませんでしたね、議長も。そういう見解を出されました。

そこで、市長にお聞きしますけれども、盗人というのはだれを指して言われているんですか。これが1つ。

追い銭というのは何をもって追い銭と言われているのかですね。きのう答弁をされませんでしたので、そこは明らかにしていただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私は、大学時代、哲学を学んでおりました。哲学的観念として、一般的概念、ハイデッガ

一の一般的概念からとらえて、あなた方がやっておられるその事象が固有のものを指すとしてじゃなく、イメージとしてそういうふうにとらえた。それを私は日本古来の慣用句に従って申し上げたにすぎません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

ということは、だれという想定はされていないわけですか。何をもって追い銭という認識もなかったわけですか。そこは市長も御存じでしょうけれども、議会での発言というのは、品位を落とすような発言をしてはならないと、これをまず第一書いてありますね。

もう1つは、無礼な言葉を使用してはならないと、他人の私生活にわたる言論をしてはならないと、この盗人に追い銭というのは無礼な言葉に当たりませんか。相手が質問したことに対して、市長が答弁を返す。盗人に追い銭だと、これは無礼な言葉に当たりませんか。市長どうですか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

再三答弁をいたしておりますとおり、私としては、これは牟田議長もおっしゃっておりますけれども、日本古来の慣用句として、イメージとして、これが値するなということを思いましたので、それに沿ったにすぎません。私は無礼だという言葉もありませんし、もとより議員の議員活動については、それは最大限尊重すべきだろうということを思っています。

ただし、私にも表現の自由があります。私の表現については、私の例えば選挙等々できちんと責任をとってまいりたいと、これは我々がどうこう言う話じゃなくて、これをごらんになられている、とりわけ有権者の皆さんたちが最終的に、これは無礼だとか、あるいは判断すべき話だというふう認識をしておりますので、何ら心配には当たらないと、このように考えております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

一般的な慣用句と言いますが、質問者に対する答弁の中で、どういうふうに言っていますか。多額の訴訟費用を計上したことへの質問をとらえて、そういう言い方を盗人に追い銭と言うんですよと、じゃ、幾らだったらいいんですかと、こういうふうに答弁されているでしょう。市長が日本古来の一般的な慣用句として使ったと、そんなもんじゃないですよ、議会での発言というのは、あるいは答弁というのは、これはぜひ撤回をしていただきたいとい

うことを強く要求をしておきたいというふうに思います。

もう1つ、訴訟委託契約書の中身について質問していきますけれども、この契約書によりますと、一方の法律事務所に消費税込みで420万円、もう一方の法律事務所に対しては消費税込みで840万円、この訴訟委託契約書、これを見ておきますと、着手金として420万円と840万円が契約を交わされております。成功報酬も含めた報酬は、これは空欄になっております。そして、支払い時は別途協議するというふうに書いてありますね。だから、そうなりますと、市長がきのうも言われましたけれども、いわば1億3,000万円と、1億3,000万円のの中身というのは、4,430万円の着手金と成功報酬の8,000万円、これを加えて1億3,000万円、随分この議会でも宣伝をされてきましたね、市民の皆様方に訴えますという形で。その根拠は何ですか。契約書にも書いていない。空欄になっている。そして、これは別途協議するという内容です。その根拠を示してください。

○議長（牟田勝浩君）

山田政策部理事

○山田政策部理事〔登壇〕

損害賠償の請求額が非常に過大ということで、約21億6,000万円ちよつとの請求ということになっておりますので、それに対する着手金、今までお話をしておりますとおり2%、それから成功報酬が4%ということで、その辺を計算すればその金額になるというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私も説明不足だというのはやっぱり痛感しますね。これに加えて、ちよつとこれ、きのうかなりやっぱり問い合わせがあったんですけども、裁判に原告、逆に被告、私ども武雄市ですけども、これが勝っても負けても訴訟費用に要する経費は市民の血税となります。でするので、きょうも多分また後で終わったらすごい電話等がかかってくると思いますけれども、これだけ今回21億円という余りにも巨額なことで、それをもとにして我々は前代未聞の住民訴訟に対して、何の前例もなく、私どもはそういうふうに話を進めていますので、これは多くの市民の皆さんたちも御理解をしていただけると、このように思っております。

もとよりこの1億3,000万円というのは、いろんな団体に話をするとき私どもがいろんな相談をして、これで行こうということで上げた額ですので、その後、1,260万円にこうなっていくというのは、これは弁護士事務所の皆さんたちの良心、良識でありますし、我々事務方の努力の結果だと、このように認識をしております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

これは6月議会で、私、一般質問はトップやったんですよね。そのときの市長とのやりとりの中では、4,430万円にとどまっておりました。一般質問が終わって2日目から、今度は急に1億3,000万円というように8,000万円加わっていったわけですね。最後には、最高裁まで行くと4億円もかかる。数字がずうっとひとり歩きしよるじゃないですか。

私は6月4日、議会運営委員会が開かれて、弁護士との契約を先急がなきゃいかんと、ですから、これを先議してほしいと、18日に質疑をし、討論をし、採決されましたね。その中でも指摘をしましたけれども、この4,430万円の補正予算を計上されたわけですが、弁護士事務所と協議をした上での数字なのかと、いや、協議はこれからですと。そしてもう1つは、何を根拠に4,430万円計上したのかと。これは、従来の平成16年まで採用されていた日弁連の着手金は、損害賠償請求総額の2%、成功報酬は事件解決時に4%、これは平成16年度に廃止されていますよね。その後どうするんですかと、それは当事者間で話し合いをする。今回の着手金については、まだ弁護士事務所との協議をしていないと、最大限予算をつけましたと、これは議事録に載っていますよ。そういう意味では、最大限予算をつけたということなどを含めまして、じゃ、市長が言う初日が4,430万円、2日目から1億3,000万円になった。最後にはとうとう4億円までいってしまう。そこには何の根拠もないんじゃないですか。（発言する者あり）ちょっと黙っとけさ。

そこで聞きますけど、地方財政法の3条、地方財政法の3条では、予算編成に当たっては、地方公共団体、武雄市は法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならないと、そう決めてあります。ここでいう合理的な基準、この合理的な基準から言いますと、既に日弁連で廃止されている基準、これはもう過去のもの、その後は当事者間で別途協議をする。予算編成時、これは何も着手金だけの問題じゃないですね。予算を編成するときの合理的な基準に基づいて、費用対効果等々も当然出てくるでしょう。そこでいう、この3条に照らしてみましても、あのときの18日に採択された4,430万円の費用、これはどうなんですか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私は、地方財政法の一部改正にかかわったことがあって、この第3条の基準については内閣法制局と協議をしたこともあります。その中で、「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」これはこう書いてあります。この場合の合理的な基準というのは、私が以前所属しておりました総務省、あるいは内閣官房、内閣法制局もそうなんですが、この合理的な基準と

というのは明文基準であります。明文基準、すなわちいろんな省令の下に、法令というのは法律、政令、省令がありますけれども、その下に、一般的には国が遵守をしなければいけない規則等があります。これを私どもは合理的な基準というふうに文言的に言いかえます。これは日本共産党の東京の方に聞かれると多分それは出てくると思いますけれども、そういった中で、今回の21億円という途方もない住民訴訟について、こういう合理的な基準というのは、少なくとも今まで明文化されたものはありません。したがって、私どもは今までの社会通念であるとか、さまざまなことを勘案し、予算を計上したということで、地方財政法の目的とする地方の安定的財政ということと、それをきちんと出すと、それとなおかつ、これは議会の議決を伴うということでありますので、私は、この前の2人の反対はありましたけれども、皆さんの賛成というのは、これは議会の良心、良識だというように認識をしております。何ら地方財政法から逸脱しているという認識はありません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

なかなか難しい言葉を使われますと、私の頭は混乱してくるんですよ。ここでわかりやすく、テレビに向けて、皆さん聞いていますからね。（発言する者あり）ちゃんとわかりやすく言ってくださいよ。

そうしますと、最大限予算をつけたと、2%という基準で。これはどういう意味ですか。結局、当事者間で協議もしないまま、もう1回言いますけど、平成16年度に廃止されたその基準をそのまま使って最大限の予算をつけたと、これは合理的なんですか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

多分私の先ほどの説明は、これはケーブルテレビをごらんになられている方、議員さんたち、きょう傍聴も多く見えられているんですけど、よくわかられたと思いますよ。自分がわからないからといって、もっとわかりやすく説明しなさいというのは、それは上から目線と言うんですよ、そういうことを。

それで、私から申し上げますと、普通、私も予算の執行にかかわった立場から言うと、この手のものというのは基本的に最大限のものを出していきます。そうしないと、もしこれで足りないということになった場合には、また議会を開かなきゃいけないというふうになります。私は、反専決主義者であります。何事も議会で議決をしていただくということが、私はこの民主主義社会のルールだと思っておりますので、そういった意味で、もし最大限をしてするというの、これは社会通念上、あるいは議会法制上にのっとりたルールだというふう

に認識をしておりますし、その分で、後でこれもっと高くなる可能性だってあるわけですよ。あるんですよ。低くなった場合というのは、先ほど申し上げたとおり、その予算の執行に合わせて減額修正をするなり、あるいは停止をするなり、それは後の社会情勢、あるいは経済情勢に応じてやるということは、これは地方財政法も容認している、認めているものがありますので、何でこれで批判を受けるのかというのが私にはさっぱりわかりません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

これは契約を見ますと、6月23日に契約されていますよ。6月23日に契約されていて、その後、契約者は樋渡市長ですよ。それで一方で弁護士事務所、この訴訟委託契約書というのは変わることもあると言うんですか。

そしたら、地方財政法の4条では、予算の執行に当たっては、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて、これを支出してはならないと、これは4条ですね。これと、先ほど高くなることもある、減額も可能だと言われましたけれども、2つ質問しますけれども、予算の執行に当たって、この契約書そのものが変わることもあるんですか。

もう1つは、きのう山田理事やったかな、減額補正も考えていると、そのときにプラスアルファが出なければと、着手金以外にプラスアルファの費用が出てくるんですか。中身を教えてください。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

地方財政法でいうと、これは内閣法制局の関連論でありますけれども、第4条の「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と、確かに明文化されております。ただ、議員も御案内のとおり、予算というのは単年度主義であります。したがって、これが4月に始まり3月に終わる時点で、この状態になっているというふうに私どもは認識をしておりますので、その1点1点をとらえれば、予期せぬことってやっぱりあるんですよ。これは人間社会と同じで、訴訟を受けるとかね、これは財政も一緒です。ですので、それが1年通じて出た時点で、それが執行をオーバーしているということであれば、これは明確に地方財政法違反なんですけど、1点1点たどってみたときに、これは許容の範囲内だと私自身も思っておりますし、内閣法制局もそのように思っていると思います。

そういった意味で、これも確かに以前質問がありました。これはどういうことなんだとい

ったときには、私どもとしてはそういうふうに解釈をしているということ、これは共産党の方じゃないんですが、ほかの党の方々に申し上げて、それはそうだよねということをおっしゃっていただきました。

以上です。

[25番「答弁が漏れていますよ」]

○議長（牟田勝浩君）

山田政策部理事

○山田政策部理事〔登壇〕

契約書の変更があり得るかという話でございますけれども、我々はないというふうに思っておりますけれども、例えばの話で恐縮ですが、現在、損害賠償額ということで、21億6,000万円ちょっとの損害賠償額を出されているわけですが、例えば、裁判の途中でそれが増額とかいうふうな、そういうことも考えられないことはないわけですね。もしそういうふうになった場合は、また協議が必要になるんじゃないかなど。私はあり得ないと思っております。しかし、絶対ないとは私は言い切れませんので、その辺がどうかというのが1点。

それから、裁判について、いろんな費用、例えば弁護士同士の打ち合わせとか、そういう行くときの旅費とか、例えば、また裁判の中で証人の必要性が出てきたというふうな場合につきましては、そういう証人の方の日当とか旅費とか、そういうものも当然必要になってまいりますので、きのうもちょっと申し上げましたけれども、裁判についてはきょうまで、市というか、被告側が向こうの原告側のいろんな内容に対して、いろんな異議申し立てといたしますか、求釈明書を出しております。その分をきょうまでということで期限になっておりますので、その辺の中身次第でどういうふうになるかはわからないというふうな部分もありますので、きのうも言いましたように、その辺がある程度わかった時点で、不必要な分については予算を減額したいということで申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

請求額がふえるかもしれないと、これは2月11日に提出した監査請求、私、請求人にはなっていないけれども、そこにも金額出ているでしょう。それは却下されたから、5月10日をもって住民訴訟に踏み切られたわけですよ。だから、自分は絶対あり得ないと考えている。あり得ませんよ。原告側と話し合ったわけじゃないでしょう。だから、契約書（発言する者あり）山口さん、私、あなたの質問のとき一切やじやっていないからね。ぶつぶつ言わんでくださいよ。（発言する者あり）

それで、請求総額がふえるかもしれないと、そうなると、この委託契約書も変わるかもし

れん。架空の話じゃないですか。それは確かに証人を呼ぶなら日当1万円出さなきゃいかんでしょう。そんなに、4,430万円から1,260万円引きますと3,170万円ですよ。この3,170万円があれば、市長がきのう答弁していますけれども、例えば、小学校2年までの医療費の無料化ができるというように答弁しましたよね。ですから、予算現計主義というのはわかりますよ、1年間で締めるという問題は。そうすると、契約をしたからには直ちに減額補正をすればいいじゃないですか。そして、市民の要求にその分こたえていけばいいじゃないですか。契約は2つ、弁護士事務所と合わせて1,260万円ですからね。それこそ合理的な基準に基づいて、あるいは4条でいう必要なかつ最小限度の支出、こういう立場に立てば、私は直ちに減額すべきだと、そして住民の要求にこたえていくべきだと、そう指摘をしておきたいと思います。

これは、市長のブログを最初に紹介しましたがけれども、主要施策に関して「予算の執行停止等の措置をとることを申し上げることになる可能性大です。」と。そして、さらにこの9月議会では、23項目について、そこにパネルがありますね、見せなくていいですけど、23項目について影響が出ると何回も何回も答弁されております。加えて、さきのブログで言われていた武雄町公民館、武内町公民館、老人福祉センター、前のブログではみんなのバスもその中に入っていましたね。そういう予算執行停止ということもあり得るんだと。しかし、みんなのバスは、もう既に実験は始まったじゃないですか。それは巨樹の会から2台ですか、1台ですか、マイクロバスを寄附してもらったと、そういうこともあるのかもわかりませんが、随分喜ばれている。それは確かにそうですよ。交通難民、公共交通機関がないわけですからね。高齢者の足を守る。そういう点ではいいことですよ。これも予算執行停止になるかもしれん。おどしじゃないですか。そこはどうなんですか。きのうの23項目に加えて、これも入っていませんでしたということで上げられたのが武内町公民館と武雄町公民館と老人福祉センターと。ですから、必要最小限の経費というのを考えていくなら、3,170万円が生じたその差額、これは直ちに減額をして、これは財源としては財政調整基金から4,000万円、そして予備費から430万円か、それを減額して住民要求にこたえていく、それこそトップの仕事じゃないですか。そこはどうですか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

やっぱあれなんですね、これだけの訴訟費用で影響がやっぱり及ぶんですね。子宮頸がんワクチンの接種補助であるとか、武内公民館、ここ書いていませんけれども、武雄町の公民館、消防の一括交付金、市営住宅建てかえ事業等々が入ってくる。私が何でここまで言うかという、普通、これは財政の世界の話なんですけれども、一般会計で出すときというのは、私も総務省におりましたので、交付税算入するんですね。一般会計で例えば事業をやるといったときに、例えば、ここで消防一括交付金というのを単費でやりますと、市の単費でやり

ますといったら、4割から6割ぐらいは交付税算入が入ってきます。場合によっては特交算入といって特別交付税算入も入ってきます。したがって、市が例えば1,000万円出しても、結果としてその交付税算入で、最終的には300万円、400万円となるというのが財政上の世界の話です。

しかしながら、今回のこの訴訟費用、交付税算入ありません。単費がそのまま単費となる。ですので、これだけの影響、そしてこれは山口昌宏議員からも話がありましたけれども、これはやっぱり50億円ぐらいになるんですよ、国の補助金等々を加えていくと。ですので、二重、三重にもこれは市民負担になるということは、ぜひ市民の皆さんたちには御理解をいただきたい。

なおかつ、これについて、みんなのバス、おどしじゃありません、これは。認識の共有です。みんなのバスも、きょうも傍聴にお見えになっていきますけれども、いろんなところから要望がもうあります。しかし、やっぱり財源なんですよ。この訴訟費用の影響で、例えば、本当はやりたかったこの1路線2路線が削られていくと、そういう意味を込めて、これは事務方がつくったんですけれども、こういう状態になるということは、ぜひ議員とも認識を共有したいと、無理だと思いますけれども、したいというふうに思っております。

したがって、私どもとしては、減額修正というのは、これはテクニカルな話であります。通念上の話でありますので、これは最初申し上げたとおり、地方財政法上で、締め切りのところで一番直近の価格で減額修正するなり増額修正をいたします。これが財政の務めであります。一々そんなことやりません。その上で、ぜひこれ市民の皆さん方に御理解をいただきたいのは、減額修正をするといっても、もう1,260万円もこれ出ているわけですよ、これで。出ているわけですよ。これでもう影響が出始めるんですよ。ですので、四千四百何万円が高いか安いかなの問題ではなくして、もう既に1,260万円、だから小学校2学級分の医療費の無料補助につながっていくということは、ぜひ市民の皆さん方に御理解をいただきたいと、このように思っております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

きのうの答弁の中では、小学校2年までの医療費の無料化に（発言する者あり）また言うた言わんやっとなりますのでやめておきますけれども。（発言する者あり）

そこで、私、先ほどブログを紹介しましたね。その国庫補助の対象もありますからね、既に当初予算で組んでいる部分もありますよ。ですから、影響が出るとすれば、今の1,260万円の範囲内だろうと、それはわかりますよ。それは無理だろうと言いますけどね、そんな挑発的なこと言うちゃいかんですよ。いいことはいいわけですから。だから、6月には和田住宅の建設についても質疑をしたわけでしょう。住民の利益になることについては、それは率

先して我々もやっていかにかいかなですよ。それ無理だろうというのは失礼な話ですよ。私は、ここでいう主要施策の予算の執行停止だとか、そういう考えが今でもあられるから、今パネルを見せられたんでしょう。ですから、私は減額するという方向が見えてきていますので、その影響を抑えるためにも、3月を待たずして減額補正すればいいじゃないですか。

もう1点は、先ほど言いましたけれども、みんなのバスをめぐって、巨樹の会からバスを何台寄附されたんですか。みんなのバスはいいことですよ、事業としては。交通弱者の人たちの足を確保する、そのことはいいことですよ。どなたが答弁するんですかね。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

社団法人巨樹の会から2台寄贈していただき、今これは今山地区と、きょう傍聴にも見えておられますけれども、追分、焼米、掛橋地区を2台循環をしております。この場をかりて巨樹の会には御礼を申し上げたいと思っておりますし、今、実際、自分たちとしてもみんなのバス事業はとてもいいことだということで、私たちの、何というんですかね、使っているバスでよければぜひ寄贈したいと。ちなみに、この巨樹の会のものについては中古であります。きれいにさせていただきましたけれども、この場をかりて重ねて御礼を申し上げたいと思っておりますし、ぜひ日本共産党の方々にも寄贈していただければありがたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

日本共産党は財政的にはかなり厳しいんですよ。赤旗をやめさせられるしね。だから、そこはそういうふうに関き直ったらいかなですよ。共産党にもバスを寄附しろとか、あなたの理解を求めるのは無理だとか、まさに挑発ですよ。

そこで、賛否があったとしても、賛否で私たちは一貫して反対してきましたけれども、議決に加わりながら、平野、江原議員が記者会見に同席したこと、これは党利党略じゃないかとまで言っていますよね。何が党利党略ですか。それで、一方ではきのう、何が住民団体だと、そういう敵意むき出しな、運動に対する敵意むき出しな発言もあっていますね。

こういうふうに見ていきますと、この発言何十回、一番冒頭言いましたけれども、議会の中でも何十回となく発言されている。議会の外でも、参議院選挙でも発言されている。そこは政治活動を認めないと。しかし、憲法で定められている基本的人権については、それは当然ですよ。法のもとに平等ですから。だから、我々は議会人であると同時に、外に向かってでも自分たちの主張、政策を訴えていく、これは当然の政治活動ですよ。それをあたかも記

者会見に同席したことが悪であるかのようなね、しかもこれは党利党略じゃないかとまで言い切る。きのう討論の中で、私を訴えてくださいと、訴える方法は民事でやれるとまで言い切りましたよね。だから、そこをいろいろ考えたんですけど、こういう一連の市長の発言、共産党に対する敵意むき出しの発言、あるいは平野、江原議員に対する、それこそ敵意むき出しの発言、そういう一連の発言を聞いていますと、これは名誉毀損に当たるんじゃないかと。これは弁護士さんと相談しなきゃいけませんけれども、そういう名誉毀損になるとすれば、それは民事でやれますよ。そこは、これはもうずっと原稿準備しながら考えましたけれども、何でそこまで市長が言うのかなと、訴えるなら私を訴えてくださいと、方法は民事でやればできるんだと。そうすると、ずうっと振り返っていきますと、これは共産党に対する名誉毀損、あるいは私や江原議員に対する名誉毀損、これはもう成り立つんではないかということなども考えておるわけです。そこはどうなんですか、市長。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

いや、名誉毀損ということは、それは当事者ですので、そういうふうに思いがあれば、それは思想信条の自由ですので、私がどうこうというのは言う立場でもありませんし、私も十分あなた方からもう名誉毀損されているなというのは思いますよ。例えば、江原議員が以前、この議会で、人事で、情実人事ということをおっしゃったんですね。情実人事ですよ。ほんなごと議会でそういう言葉なんですかね、そういう言葉が。

〔25番「答弁がずれていますよ」〕

いや、ずれていませんよ。

それと、もう1つ、私があえて何でここまで言うかということ、市民がかわいそうだからなんですよ、本当に。1,260万円という、その額そのものも巨大であることながら、このために1円も出して本当にいいんだろうかと。もとより住民訴訟の市民団体の皆さんたちの権利というのは私も承知していますし、これは議事録見られたと思いますけれども、私はその訴状の中身について一言たりとも申し上げていません。そこは私も分別を持ってわきまえているつもりであります。だから、ぜひ、きょう、記者会見に同席された江原議員もおられますけど、これは本当に市民に負担を強いることになる。しかも、訴えられて、私が弁護士費用等を出せば、それは出したいですよ。しかし、これは公職選挙法の寄附行為に当たる。地方自治法違反になる。したがって、どうか、民法第709条を根拠として、民事訴訟法第133条に基づき私を訴えてほしいというふうに思っております。そうすると、市民に迷惑がかからないですよ。そこで、司法の場で堂々とやりましょうよ。ですので、それはやっぱり議会人として、私はこれ住民団体の皆さんたちをお願いしているわけじゃありません。あくまでも同じ政治家としてあなたにお願いをしたいと、このように思っております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

私はそんなに法律に詳しくありませんからね。ですから、そういうふうに市長が言ったときに、これは弁護士の方とも相談しなきゃいけませんけれどもという前提で発言をしているところです。やるかやらんかは今後の課題ですよ。挑発せんがいいですよ。

通告しているのはほかにもありますので、次の国保税の問題に質問を移していきたいと思えます。

国民健康保険の現状の厳しさというのは市長も認識されていると。広域化の問題について質問を移していきたいんですけども、いわば被保険者の側からしますと、とにかく高過ぎて払えないと。ですから、資料をもらいましたけれども、これ説明していただきましょうかね。一番新しい数字で滞納者数、滞納額、どうなっているかを答弁していただきたいと思えます。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

国民健康保険税の21年度の決算で申し上げます。現年度で滞納者数は1,109人でございます。

以上です。

〔25番「額は」〕

21年度の収入未済額ですけども、約1億2,000万円というふうになっております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

この数字の中にあらわれているように、本当に払いたくても払えない、そういう人たちが1,109人。そして、単年度で見ると1億2,000万円と、1億2,000万円ですね。これは前年から比べてどうですか。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

収納には収納対策室も設けまして、滞納が少なくなるようにということでやっているわけですけども、近年、滞納につきましてはふえているという状況でございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

前年度の収納率というんですか、91.23%、ことしが平成22年5月31日段階では90.37%、確かにふえていますね。滞納者がふえる、払いたくても払えない世帯がふえていく。この背景を見ていかなきゃいけませんけれども、いわば高過ぎる国保税、悲鳴が上がっていますよ。年収200万円台で30万円とかね、その中に貧困と格差も広がってきている。全国的に見ても、まさに市町村の国保会計というのは危機的な状況にある。この認識は市長どうですか。武雄も含めて、一昨日質問があっただけでも、国民健康保険会計が本当に危機的な状況にある、そういう点での認識はどうですか。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

昨日もお話しましたが、実は、国民健康保険会計の趣旨でございますけれども、21年度におきましては、7,400万円ほど足りなくなったということで、22年度の歳入を繰り上げて充用しているというのが状況でございますので、本武雄市におきましても、非常に厳しいという認識をいたしております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

県内の12市町に日本共産党の地方議員というのは21名、県議会議員を入れますと22名ですけどね、ここで市民アンケートや町民アンケートや県民アンケートも最近実施されておりますけれども、一番要求が強いのが、高いのが、そしてまた深刻なのが国保税何とかしてほしい、引き下げてほしい、生活を脅かしている。これは、今、部長が言いましたように、昨年の収納率から今度も下がってきている。滞納額も単年度で1億2,000万円ですか。そういう貧困と格差の広がりの中で、市町村国保会計も基金が60万円しかない、22年度前倒しして7,400万円使ったというんでしょう。この元凶をどう考えるかですよ。

そこで、今度は市長にお伺いしますが、こういう県民、市民の声に行政がこたえていく。そうすると原因を取り除かなきゃいけませんね。そこで、市長にお伺いしますが、こういう事態を引き起こして、全国どこの市町村でも国保会計が厳しいと。これは1984年に国民健康保険法が改悪されて、従来は医療費掛け45%、この医療費というのは、給付費が7割、個人負担3割、この医療費全体に対して45%の定率国庫負担が実施されたわけですね。これが、給付費が50%になったと。そうすると、7割の給付に対して50%。結局、従来の45%の定率国庫負担が、結局、これが45%減って、実質38.5%。この間の答弁の中で、国の国庫負担をふやさなきゃいかんと市長は答弁されておりますけれども、ここの1984年までの定率国庫負担が変わってきたと、このことに対しては市長どう見解を持っておられますか。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

御承知のとおり、国の財政というのも非常に厳しいという状態になっているわけでございます。地方も厳しいわけですが、議員御指摘のとおり、昭和59年に改正されて、従来、国庫負担の割合につきましては、医療費の40%、それから、そのほかに調整交付金が10%ございますけれども、そういうふうになっただけでございますけれども、これが医療給付費の40%、それから財政調整基金には10%ということで変更になったわけです。

そういうことで、国と地方の財政の負担割合というのは変わってきておるわけですが、我々としては、非常に厳しい国保財政でございますので、国の負担は何とかふやしていただきたいということで市長会等を通じてお願いをしているという状況であります。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

病院問題になると市長が一手に答弁を引き受けていますけれども、国保に関しては市長どう考えておられるんですか。部長ばかり答弁してますけれどもね。1984年を境に国の法律が変わったと。国庫負担をふやせという要求をやったんでしょう、市長も。その見解は変わっていませんかと市長の答弁を聞いているんですよ。そこはどうですか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

何でもかんでも市長というのはどういうことですかね。私自身としては、ここで整理をすると、基本的にこの答弁書というのは私の決済が要ります。したがって、答弁書のとおりだということについては、それは部長が読むものについては、最高責任者としての私が申し上げるのと同じであります。

しかしながら、なぜ病院問題を事ほどさように懇切丁寧に申し上げるかということ2点あって、1つは、これは私でしか発言できないものがやっぱりあるんですね。地方自治法上の統括代表権を越した議論というのは、これは事務方ができるわけがありませんので、これは政治家の側面として私が答弁をする。

それともう1点が、もともと答弁書を用意しているときに、この議論によって中身が変わってくるというのはあるんですよ。ですので、そういったときは私の肉声として答えるということでもありますので、その役割分担については国会でも同じでありますし、日本共産党もそれはそうだねということをおっしゃっていただいておりますので、それは何ら心配は要りません。部長の答弁は私の答弁と全く同じであります。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

いろいろ先ほど部長が答弁しましたけど、事務費の国庫負担が廃止になりましたね。それと、保険税の減額措置に対する国庫補助を廃止すると。さらに、助産費補助金の国庫補助の削減。従来は国が出しよったわけでしょう。これは削減してしまうと。そうしますと、武雄の場合どうですか。国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、決算値で見ますと、従来50%だったのが2008年以降25%に半分になっていると、ここも国保会計を厳しくしている原因の一つですよ。国の責任を地方に転嫁したわけですから。あれは45%の定率国庫負担を実質38.5%に減らしたと。これを機に武雄市も値上げしましたよね。あるいは資格証明書、今はゼロですけども、資格証明書の発行だとか、短期保険証の発行だとか、いろんなペナルティーが来る。収納率92%を割れば、またこれが国の補助金が少なくなる。いろんなペナルティーを一方でかけながら、そうすると武雄の場合に、総収入の50%が国庫支出金に当たるわけですけども、武雄はどうですか。

○議長（牟田勝浩君）

資料を整えるそうですから、暫時休憩します。

休	憩	10時56分
再	開	11時5分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

執行部の答弁を求めます。古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

細かい数字でございましたので、ちょっと時間をいただきました。細かい数字の場合、すぐにわからないときもございますので、できれば事前に通告をお願いしたいというふうに思っています。

先ほど御質問の国庫支出金の割合ですけども、28.7%になっております。それから、国民健康保険事業につきましては、法定内の繰り入れ、一般会計からの繰り入れをしているわけですけども、これは基本的に交付税措置を受けた法定内の繰り入れをしているということですので、交付税というのは国からの、国が手当てをする財源ということでもございますので、合わせますともっと大きくなるわけですけども、区分上の国庫支出金ということになりますと、申し上げましたとおり28.7%ということになっております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

全体として国保会計につきましては、大きくは通告していますから、通告していないことを言っているわけじゃありません。

いずれにしても、国保の仕組みそのものが極めて財政的には脆弱だと。ですから、均等割が2万5,800円、均等割というのは生まれたすぐからもかかりますよね。まだ仕事をしていない、そういう赤ちゃんにも2万5,800円かかる。現役を退いた人たちにも均等割はかかる。平等割は1世帯当たりですから3万3,600円。大体36万円の標準報酬月額で協会けんぽが17万8,200円、協会けんぽでいきますとね。標準報酬月額を36万円の水準で見ますと17万8,200円。同じ36万円を計算していきますと、2人世帯で国保の場合41万円。いわば国保のほうが2.3倍高くなっているんです。もちろん国保の場合に7割軽減、そして5割、2割の軽減がありますけどね。しかし、36万円の水準というのは、その減額から外れていますよね。そこで、さっき議場からも国保を引き下げてください、高過ぎるという発言が休憩時間にあっていました。まさにそうなんです。もう本当に悲鳴が上がると、ある意味ではね。

もともと国保を構成しているのは、いわば自営業の人、農業者の人、職をなくした人。今は自営業も大変です、大型店の進出で売り上げ減になる。農業者も大変ですよ、米価がどんどん下がっていく。米価を基準に計算すると時給300円、本当に厳しい状況ですね。それからもう1つは職をなくした人、いわば非正規雇用。事業所が協会けんぽで事業所負担も負担してくれれば違いますけれども、もう国保に入ってしまう。そうしますと、今、全国的に見ますと事業所負担6割、本人負担4割という会社も出てきている。そういうことなどを考えますと、国民健康保険という制度そのものが財政的には脆弱だと、極めて不安定だと。ですから、国の責任において、従来の84年までは定額の国庫負担45%で進めてきていたわけでしょう。いわば高い国保税に加えて高過ぎる窓口での負担。現役世代で3割、高齢者が3割か1割、窓口負担が大変だからということで受診抑制にもつながりかねない。これは受診抑制というのは、必ずしも国保に限らず、協会けんぽもそうでしょうけれども、もう国保はとりわけ深刻ですよ。国民健康保険法の第44条では、低所得者の窓口負担の減免制度をつくるよう定めています。厚労省の調査では、この国民健康保険法の第44条に基づく窓口負担の減免制度を持っていない市町村が45%。武雄市はこの第44条に基づく条例化、これを検討されたことありますか。あわせて、この条例化を進めるかどうかという点での考えはどうか。まずこの点から答弁をお願いします。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

議員御指摘のとおり、国民健康保険法の第44条では減免の制度、こういったものをつくることができるという規定があるわけでございます。県内を調べてみましたけれども、現在の

ところ4団体で条例ないしは要綱ですけれども、そういったものをつくっていらっしゃるということを確認いたしております。一方、この要綱等をつくられている団体におかれて、適用されたのかということ聞いてみましたところ、実績はないということで聞いておるところでございます。

武雄市ですけれども、国からこういう第44条の規定があるということで、その対応についてを求められてはおるわけでございますけれども、現在のところ自己負担金、自己負担の分につきましては高額療養の制度もあると。それから、高額療養の場合の高額療養費が出るまでのつなぎの資金の貸付制度もございますし、さらには生活の困窮者につきましては、国民健康保険のほうと、それから生活保護のほうと連携をしながら、この対応に当たっているというようなこともございますので、条例等を今のところつくるという状況にはないというふうに考えております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

いわば悪循環なんですよ。国保税が高い、払えない、滞納者がふえる、国保会計が厳しくなっていく、結局またそれを被保険者に転嫁をしていく。一番もとになっている原因、45%に戻せというのをこの議会でも何度も言ってきましたし、もう1つは県の財政支援、これも欠かせない。これは、さっき部長は法定内の一般会計からの繰り入れはやっている。武雄市は法定外の繰り入れはやっていませんよね。県も法定外の支出はしていない、そう思うんです。ですから、一般会計からの法定外繰り入れをふやすこと、これが重要になるわけですけれども、その際、県の財政支援、これが欠かせないと。

これは、7月20日付の国保新聞によると、各市町村の全国平均でも1人当たり1万円超えたということも報じております。20年度で1万134円、一般会計からの法定外繰り入れですよ。そして、19年度は8,048円だったと。この悪循環を少しでも法定外繰り入れで解決していこうという、そういう計画でしょうけれども、いずれにしても、金額そのものは26%ふえている。20年度は後期高齢者医療制度が施行されて被保険者が減ったにもかかわらず、法定外繰入額はほとんど変わらなかった。全国的に1,000万人減ったというんですよね、後期高齢者医療制度を設けたことで。佐賀県を見ても、佐賀県は全国、下から2番目ですね。金額を見ますと、これは国保新聞の報道ですけれども、佐賀県が佐賀県独自の法定外繰り入れはしていないだろうと思うんですが、県内の各団体の繰入額を見ると257円、全国都道府県の下から2番目ですね。県の財政支援は国民健康保険法の第4条で義務づけられている。運営主体は市町村ですけれども、都道府県にも国保事業を健全に運営するために必要な指導を行う義務を課している。そこで、都道府県の独自支出金なし、これがこの10年間の間に随分ふえた。随分ふえた独自支出金なしという理由の中に、いわば税源移譲があったんでし

よう。さっき財政調整交付金と言っておられましたけれども、いわば給付費掛け50%のうちに給付費の7%を税源移譲、そしてその引きかえに都道府県が支出することになる。一方で独自支出金なしと。そこで、県の独自支出があっているのかどうか、これは確認しておきたいと思います。

国保の関連で言いますと、いわば以前の自公政権から民主党政権にかわって、いいことは幾らかあるんですね。例えば、資格証明書を発行されている世帯、中学生以下まで短期の保険証を発行しなさいと。あるいは生活困窮者なら、大人についても短期の保険証を発行しなさいと。もう1つは、失業者がふえてきている状況の中で、失業者の国保税の減免、これは昨年4月14日、失業によって国保加入となった人に自治体の条例で国保減免を行うよう通達が来ている、失業者に対してですね。失業者の一部への国保税の軽減、非自発的失業者の国保税は前年所得の3割で計算する、これは一部前進ですよ、で計算するようになっている。この条例を制定して減免をしなさいという問題と、そして非自発的な失業者に対して昨年所得の3割で計算し直しなさいと、これはどこがどう違うんですか。この2点、県の独自支出金があるのかどうかということもあわせて答弁いただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

まず、県の支出金ですけれども、現在は療養費の7%ということで、18年度から県の負担ということになっております。ただ、16年度に制度改正になっておりましたので、17年度については5%ということで県のほうからいただいているという状況で、そのほかにはないということでもあります。

次に、先般の議会で改正をお願いしました失業者の関係ですけれども、今、議員おっしゃいますとおり、非自発的な失業という場合につきましては、前年所得の給与所得を100分の30で計算しましょうということで計算をしているわけで、御質問にはございませんでしたけれども、現在のところ、8月31日現在ですけれども、96件程度受け付けをしているという状況でございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

だから、通達が来ているんでしょう。非自発的失業者に対しては減免制度の条例をつくりなさいと。これは通達来ていないんですか。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

非自発的失業者に対する減免の制度ですけれども、これは条例に基づいてしているということでございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

条例に基づいてやっているというのは、この7割、3割というのを条例化してやっているということですね。窓口負担の軽減措置については、通達が来ているわけですけれども、そのことは条例化していないでしょう。条例に基づいてやっているのは、7割、3割の負担割合を、去年の所得の7割を減らして3割で計算しなさいと。これと窓口負担の軽減措置、これが厚労省から通達で来ているでしょう。条例に基づいてやっていると言いますけれども、2つ質問しているんですよ。どうですか。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

厚労省から通知が来ておりますけれども、これはできる規定ということで、しなければならぬという規定にはなっておりませんので、現在のところ策定をしていないというところでございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

結局、去年の所得の3割で計算をし直すという点では96件あると。この96件あるというのは、非自発的な失業者、これだけふえてきているという数字の背景を見ますと、今、本当に大変ですよ。40代後半、50代、もう60を過ぎますと仕事はないですからね。あったとしても期限つき、あったとしても非正規雇用、こういう雇用不安が増大していく中で、96件というのはそういう背景が見てとれますね。今の雇用の深刻さといいますか、雇用環境の深刻さというのが。

次に、通常国会で国保法の改定が可決、成立しており、その後、厚労省は保険局長名で都道府県知事あてに広域化等支援方針の策定についてという通達を出したと。それによりますと、これは通達の中身ですよ。「一般会計繰入による赤字の補てん分については、保険料の引上げ、収納率の向上、医療費適正化策の推進等により、できる限り早期に解消するよう努めること。」、こう明記されていますね。いわば国会を通った広域化等支援方針の策定を急ぎなさいということ。これは何のためかということ、一般会計からの繰り入れをやめろということでしょう。

この件につきまして質問しますけれども、市町村国保広域化等連携会議、これは都道府県

と市町村と国保連合会の担当者、この連携会議を持っていますね。協議の進捗状況、もう1つは支援方針の柱、どういう内容なのかと、これを答弁していただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

先般の佐賀新聞にもトップ記事で載っておったわけですがけれども、広域化、佐賀県におきましては統合ということで、市長が市長会の中でどういうふうに発言したかということをもまず御紹介しておきますと、制度存続の観点から広域化は絶対に必要であると。県に押しつけではなく、市も応分の負担を考えている。佐賀モデルをぜひつくってほしいという市長からの発言があったと。これに続いて、記事によりますと、佐賀市長さんが運営基盤を大きくする方向性は妥当であると、そういった方向性を示されまして、古川知事もその方向性ということで、町村会のほうも同じ意向だということですので、これから広域化に向けた話が進んでいくのではないかとというふうに期待をいたしておるところでございます。

担当者の会議ですがけれども、この将来的な――将来的なといいますか、この方向性につきまして大筋一致をしたわけですので、これから方向性につきましてやっつけようということで、支援化の方針につきましては、これから国の方針、それから他県の方針等々もございしますので、それらを参考にしながら、佐賀モデルという市長の発言もございしますので、こういったことで検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

結局、広域化することによってスケールメリットといいますか、要は保険料の均一化ということですね。ますます議会で保険の給付の内容だとか、あるいは保険税の引き下げだとか、こういった論議ができなくなる、広域化してしまいますとね。

そこで市長にお伺いしておきたいんですけれども、国民健康保険法の第1条では国保を社会保障及び国民保健のための制度、これを規定しています。また、第4条で国保の運営責任は国が負っていることを明記している。国の財政支出のもと、基礎自治体である市や町が保健所と連携しながら住民に医療を給付する、こういう社会保障の仕組み、それが本来の国民健康保険ではないかと。そこで、国保制度を社会保障、住民福祉として再建させ、充実していく、このことが大事だと考えるわけです。広域化等支援方針が連携会議での議論と市、町から意見聴取を経て知事が決定し、知事の専決で決める。これはまさに市町村国保を解体する方向ですね。専決で決める、知事の専決事項と。これは市長、どう考えますか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

わかりません。

〔25番「部長もわかりませんという答弁ね」〕

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

おとといの一般質問では、広域化については賛成みたいな答弁を市長はしていませんでしたか。そう記憶していますよ、後で議事録を起こしてみますけれども。我々の立場としましては、何回もここでも指摘をしますけれども、1984年以前の定率国庫負担、これ戻しなさいと、45%に戻しなさいと。医療費の45%。給付費の50%にした背景には、実際、国の国庫補助は38.5%に減る。さらに事務経費もどんどん減らしていく、廃止していく。ますます市町村国保を苦しくしてしまう。そうすると、あとはもう広域化しかない。どこでも財政厳しいですからね。みんながまとまれば市町村の負担金でやれる。これは乱暴な論議だと思いますよ。これは今後また引き続きやっていきたいと思います。

もういよいよ時間が迫ってきましたので、ひとりぼっちの高齢者をなくそうというのは、この議会でも随分論議になりました。そこで、高齢者世帯がどうだというのはわかりました。福祉電話が11、緊急通報システムが167、配食サービスが132、愛の一声運動が185、施設入居者299人おられますけど、そういうひとりぼっちの高齢者をなくしていこうという運動の中で、今後どういう課題が出てくるのかですね。市町村の福祉行政の中で。例えば、配食サービスについてもトータルな事業だと考えていますからね。そういった意味では、先ほど言いましたように数字が物語るわけですがけれども、配食サービスが132というのは、以前からすると随分後退しているんじゃないですか。弁当を届けるだけでなく、声をかけて届ける。食べてなかったとすれば、その事情を聞く。そういう見守り的な役割もありますね、個人負担を伴いますけれども。どういう人たちが配食サービスの対象と見ているのか。以前からすると随分後退しているんじゃないかなという気がいたします。そこをぜひ答弁をいただきたいと思います。そして、今後の課題についても、簡単でいいですから、答弁をいただきます。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっと答弁に入ります前に、ちゃんと聞いてほしいと思うんですよね。私は広域化において、あなたは専決がどうかという話をされたので、こういったテクニカルなこと、通告もないことについて、すぐわかりませんと言っただけであって、何も広域化がわかりませんと言ったためしはないですよ。ですので、ちゃんとそれは聞いてほしいなというふうに思いま

す。

先ほどの答弁については、暮らし部長から答弁をいたさせます。

○議長（牟田勝浩君）

古賀暮らし部長

○古賀暮らし部長〔登壇〕

ひとり暮らしの老人、独居老人世帯、あるいは高齢者のみの世帯、こういったものの対策につきまして、若干平野議員のほうからも挙げていただきましたけれども、改めて御紹介いたしますと、福祉電話につきましては11世帯に配置をいたしております。それから、緊急通報装置、これは警備会社に緊急の場合通報が行くというシステムでございますけれども、これは167世帯に配置をいたしております。それから、配食サービスにつきましては、若干減っているかもわかりませんが、132世帯ということで、これも愛の一声運動などとともに声かけを行っているということでございますので、ひとり暮らしの世帯、あるいは老人のみの世帯というところの安全の見守りということで役に立っているのではないかというふうに思っております。さらに、本年度はみんなの見守り隊ということで、皆さんを、約1万2,800人ぐらい現在高齢者はいらっしゃるわけですが、その全部というわけにはいかないでしょうけど、これは65歳以上ですので、もっと高齢の方々を中心に見守りの体制を整えたいということで、私たち市の職員も頑張っておりますけれども、議員の皆様にもぜひ御協力をお願いしたいということでお願いをしたいというふうに思います。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

数字は先ほど私も紹介しましたね。配食サービスはどういう人たちを対象にやっているんですかと。若干減っていると言いますが、若干どころじゃないでしょう。合併以前と合併後に比しますとね。だから、おのずと配食サービスの対象者というのは内部で検討されているでしょう。それは答弁抜けていますので、よろしくをお願いしたいと思います。

最後に、道路行政について質問を移していきたいと思います。

この道路危険箇所調査表というのが各区に回っていますね。そこそそ役員会を開いたりして、自分たちの区の行政区内でどこが危険箇所なのかという調査をしたり、話し合いをしたりということでやられているわけですが、論議されているわけですが、これは市のまちづくり部に届いたんですか、総務課に届いたんですかね。そこで、時間がないので、平原梅林線、いわゆる34号線に接続をして、そして梅林を通過して小鳩の家に通じて県道につながっていく。この箇所の峠を越えた時点、S字カーブが連続しているんですよ。最近の事例では、砂防ダムができてからガードレールがなかったですもんね、下に転落した事故がありました。その後、ガードレールをつけてもらいました。もう1つは、本当に最近で

すけれども、峠のところで軽乗用車が横転するという事故もあっています。一番厳しいのは競輪場の上のほう、一番カーブが大きいところ、あそこのガードレールを見ましたら、ああ、これは確かに事故の跡だなと思うのがガードレールを見ると4カ所ぐらいあるんです。あそこのカーブがカットできないのか、もちろん地権者がおられますから一概にはいきませんが、幾らか見通しができるような措置ができないのかというのが1つ。

もう1つは、小鳩の家のあそこの道路、大型車が通れないように狭くなっていますけれども、ここにたん停止を必ずせにゃいかん。もちろん学校の先生が見守ったり、PTAの人が見守ったりしていますよね、登下校の時間帯には。どういう状況かということ、私もあそこでカウントしたことがありますけれども、大体朝7時から8時過ぎの間に300台近く集中して車が通っています。これは、北永野四十九重線、これが市道になって、そこを通過して、あるいは平原のほうから通ってきて、そして県道武雄鹿島線につないでいく。本当にそういった意味では多いですよ、夕方と朝はですね。そこはどういうふうに対策をとられていくのか。カーブのカットができないのかということと、そして小鳩の家のところの対策ですね。そこは園児、保護者が歩いて通ることがありますので、横断歩道の場所を変えてほしいという意見も上がってきております。

それから、34号線につながる平原のところ、あそこは停止線がないんですよ。双方から入ってくる。御船山楽園のほうから入ってくる。そして、34号線から上りがおりてくる。かなりオーバーランしながら、かなり危険なことも私も経験をしております。その3カ所について通告をしておりましたけれども、どういう対策をとられるのか、答弁いただきたいと思っております。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

議員御指摘の市道平原梅林線でございますけれども、何カ所かカーブがありますけれども、一部落石の被害が予想される箇所がありますので、今回、9月議会でその分は補正をお願いしまして防災工事を予定しております。危険箇所、競輪場の事務所の裏付近のカーブですけれども、そのカーブのところをとるとなると莫大な費用を要しますので、予算の範囲内ではありますけれども、応急処置等で、区画線等で注意喚起等できないか、うちのほうで検討をしてみたいと思っております。

それと、小鳩の家のこちらの武雄側の出側のほうですけれども、そこについては、以前、信号の話等もありましたけれども、信号設置につきましては市内で要望箇所もたくさんございまして、公安委員会のほうで優先順位などをつけて対応されておりますけれども、そこら辺、地元調整のほうがつけば、公安委員会のほうに要望をしていきたいと思っております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

やっぱり一番心配なのは朝の時間帯、子どもたちの通学に使っていますからね。本当に私も経験していますけれども、車が来ていないと一たん停止しないで武雄神社のほうに抜けていく。皆さん忙しいから信号のないところを選んでずっと来られるんですよ、平原方面からも、川登方面からもですね。だから、そういう意味では、武雄区の人たちも心配しているのは、登下校時に児童・生徒、自転車の通行が多い。停車線で必ず車がとまるような手だてをお願いすると。通園のための保護者、子ども、園児、この人たちが横断歩道を2カ所渡らなきゃいかん。それを手前のほうに、市役所寄りに移せば、もう1カ所つくれば、車もストップするでしょうね。学校の先生も大変ですよ。朝の時間、そこで安全指導をやっているわけでしょう。地元の人たちもやっているわけですがけれども、そういった意味では、ぜひ急いでやっていただきたい。もちろんあそこに信号ができれば一番いいわけですけど、時間帯で信号ができないのかということなども指摘をしておきたいと、早急な手だてをとっていただきたいと思います。

いよいよ最後の、時間ありませんので、一般質問を終わるに当たって、最後に指摘をしておきたいということがあります。

この間、何十回となく市長は市民の皆さん方に訴えると、訴訟費用の問題のことなどを含めてですね。じゃ、何でそういうことになったのかということの時系列に見ますと、これは平成19年、それ以前から、いわば民間移譲の計画が水面下で動いていて、19年の12月議会で和白との接触をここで認められたと。それからですよ、ずっと動いてきたのは。ですから、ずっと振り返ってみますと、この住民訴訟を起こした原因というのはまさにそうだと思います。そうでありますから、起こされた側が市民の皆さん方に申しわけないという立場に立つことが大事じゃないかということが1つです。

9月8日の市長のブログを見ましたら……

○議長（牟田勝浩君）

平野議員……

○25番（平野邦夫君）（続）

時間ないですね、はい。そのことを指摘しておきたいというふうに思います。答弁ありませんので、ぜひそのことは心得ておいていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。